新釋令義解序

ワ 3
6374
ヲ-1

新釋令義解端書

令律の註釋を先考の仰ぶとし給ふべき御意むけまして文化の初ておの毛守良をもて江府ゑ遣されよき説を尋ね求先志ゐ給へりいまさ日つきんのまゝく東の海つ路を経て幸くしく江戸ゑ到りつきゑ亀田興柴野彦輔なゝ學ひの名ある人てふ試むろふ其考へは浮さる説ゐて

楽五味均平蔵

ワ3
6374
1

信かゝき事多かりしかは猶あふくりとふり下野の国おさ地律
令を明らむる人あるあしときゝてをるゝその國りいゆきて尋
ぬくり真家主ちん蒲生秀實といひける此人の許りて律令
の説をとひきくふ漢文のかゝはいとりふりけ世を皇國の學ひを
たとくしく漢意ふのみあつみきてつる名り似さりけ世は十
餘日をりを経て江戸は帰るきぬさこもいつくふら真人の有るまし

とたつぬるり あるり けるを今はかひあるしと年はを経て家り帰つゝ
東國ふてきこつる説ともをかきつけ見せまつれとうれしみ給はき
もしらは京師り志ち有識の人あきあるれを其説ともを聞
てんと思ひこつり先考のをかあくあるやみ給ひ月日をふれも得
しも思ひこゝもとかくみあつろふちとふう世給ひぬ世んをくあく高
家りこもりあぬかくいふは文化九年ありけを其後は世をこりの

事りかくつゝい令の書はゝひもかけさせしゝ亦江戸人の伴
信友より令律の説をとひ来て釋注の事を尋ぬるり驚かれて
先つ年きつる書ともを紙魚の棲處より取出し見るりひゝ言を
あはしき事も多かれは古き書ともをあちくり求ぬ考へあとに
ゝ唐の六典を見さる事の口惜く考へ漏せしこゝもあるへきと拙ゝり
物うく成てやみぬむとせるり橘村正克のいつこゝり借て得り
けむ六典をもち来て見せけるゝ拙くあまくゝゝゝひおもして草本
ゝ撰つけ見るり三十八巻まて書成へゝ始は漢文り走るせゝり
見る人の得もよみ侘て惑ひ家禄を再ひ皇國振りかゝ改め
今の如くゝゝるゝ此中ゝ集解古本とゝへるは江戸りて
得つるをいひ或説とは東國ゝてきてゝる説のまてかゝきを取て
記せりかくゝふは天保八年なりきたの也今は五十歳ゝゝ也

は其書を清く写さむおもふ
かひなき所為りとて

天保十年弥生の日　西園主人識

新釋令義解附言

國家法令悉象唐制精密簡要無不具擧文理微妙
旨趣廣遠古有識者苦其難詳私記家說互有乖向
天長之朝始修義解後有集解之撰辨正精思剖析
疑義尤於令憲大有裨益惜乎世遠年湮篇條散失
慶安年間林氏捨貨梓義解未免魚魯其功亦偉哉

升平日久學者是盛六藝之學大施寰宇獨於此令
未聞註說漢學者流才過固牢國學家說力不展及
共有過不及而未得其中雖引證首鼠似不知令者
非學之難知之則忱難以義集之二解至其韞奥則
未見而已頃歲西園主人依同志之懇請作新釋令
義解其文不煩而備足灌来學者後有註者亦將有
取於斯乎忽覩新釋不忍釋手欣然握筆爲之附言
天保己亥春三月初己尾陽安養山下老衲貞書

取もへていふ事とも

一いふしへは律令を專ら朝廷ふ用ひらるゝ後り格式の書出來てよ
り朝廷は格式を用ひ給ひ律令は明法の徒の用ふる事とありしかは
延喜御代より後の官牒ふは律令の文を載せに違犯の罪は法曹り
下し議せしむる事のみ見えそりかく律令は法曹家ふ傳へて世り
遍く流布せず　戰亂の時を經て亡失せしりは全篇は傳らに義
解もうせけるふもあゝむ今の世ふ流布せる義解を蓬生巷林鷦の集
解より抜き出て慶安三年ふ考訂して梓行せしものありされと此人も
なまゝの學者ふて集解写本のひらみ誤るをもとがめずして載れを
大書ふ訛るをそのまゝ本条ずまし加へまゝ文字の訛せると義解の脱
ふと見えそうもありてあやしきゝ文も多ゝ也は集解古本りよりて改めて
此事は其處くふいへり

一令集解は今の世も写本にて傳りてもと四十五巻の書なるを八巻闕て
現り残るは三十六巻なり　其目次は一巻官位令二巻神祇大政官三巻
兵庫寮六巻闕七巻神祇令八巻僧尼十巻十一巻十二巻戸令十三巻田
令十四巻賦役十五巻賦役十六巻學十七巻選叙十八巻選叙継嗣十九二
十廿一廿二廿三巻考課廿四巻闕廿五禄令廿六巻官衛廿七巻闕廿八巻儀
制廿九巻衣服三十巻營繕廿一廿二廿三廿四廿五廿六巻公式廿七巻闕廿八巻
廐牧廿九巻闕四十巻假寧四十一巻喪葬四十二四十三四十四四十五巻闕
其の闕の巻六巻京職至家令二十四巻軍防三十七巻倉庫三十九巻醫疾
四十二巻関市捕亡四十三四十四巻獄令四十五巻雜令なくなし　此書は
かく現本三十六巻にて其闕八巻と見る或説に現發は三十七巻といへり
惟宗直本撰といへる此直本といふはいつの御代の人なるをさだかなれども令文
の義通しかくるをもて古人の注説をあまた集めたるなり其引書まつ義
曰云云　此は義解の文なり　或曰云云問曰云云　此は私記問答の書なるべし　釋曰臣讃曰朱曰穴曰なと

ちらかく

廣く諸説を載て後學をさとすなり　此撰にて先儒の説を後人
も知る事を得さしめを直本のたま物にて其いとくしきを思ふに作者の
傳へ詳かなるぬをあらしき事なるん有けれ今も新釋を志るしぬを□
專ら此集解によれりをされと写しひゝ元ら文字の多きは古より傳来
つる故なるべし其奥書に兼久三年九月明法博士章行の署ありてより
寛喜二年右衛門大志中原朝文應元年十月十八日正親町權大納言建治
二年四月廿七日少内記賢好文永十年壬五月二日内大臣　慶長四年林
鐘十三日吏部清原秀賢寛永十一年仲冬大府侍郎中原職忠万治
四年孟春仲三羽林中郎將藤原朝臣　同庚戌仲夏初九清原秀次謄写
のよし我記せり　庚戌は慶長十五年なり

一今の世に流布せる逢生巷の義解考訂本も誤字多くり集解古写本
まさ岩城所藏の本伊藤長胤考校本なとよりて改めさり

一近代に令の注書は令私考五巻あり其作者詳かならぬと職員令軍團
まて所々を抜き取て解せり正しき注書にあらにまさ令抄三巻あり是も
同し狀まて私考のよう所々を抄出せしものなり或説に一条禪閤兼良公

作といへり 私考は明法の徒の考なるを兼良公の抄出せられたるなん此外令三辨といふ書一卷あり大宝令を養老に刪定せられて更に制せらるゝなどを辨へたり 元文年中荷田在満の著述といへり 職官志七卷 近年下野國人蒲生秀實の撰にて注書にあるに異國の史に某志といふを模して作りたりといへり唐の六典の注をも取用ふるなり文章のみにて國學は志ぶさる人と見えたり 制度通 伊藤長胤の著也 は注書にあるされを古より義解集解の外に此令全篇の注書はなかるしかるに拾遺

一諸本註さくの例をまつ本条を注し次に其註をときて各別なるを今は其例によりて義解をもて本条をときまた又已に考を載たり其義解の本条の餘事をいへるとき誤まりとは別に註曰と擧て其よしを論ひこそ本条に同じきは別にいたさず本条にかくもらされもありもし本条に同じきは別にいたさず

一此注に一条別に義解曰云云と載へき故あらいひてはなほしられを今は悉く註曰と記せり集解の事をいへるは直に集解と載たり 此集解も諸説あれを釈曰朱曰と悉く擧へられとなる煩はしられを載たる文へたり

一条下に注すべきを前條に記しくるあり 陰陽寮 天文博士の条 大學寮 音生書生の条 民部省 道橋のなどの類義解に見ゆるを註書の一法にて先事に起義といふ故模せるなり

一本註に有別式義解に可有別式まさに有別式と載たり此有別式は即ち別式にあるをいへり可有別式といへるは其事詳かなるされど別式の有へきをいふ別に式条のこるを正しくさしいへるにあらず別式とは令外の制をいへり廢帝紀天平宝字三年六月丙辰正三位中納言神祇伯石川朝臣人足奏に別式之文未有制作伏乞作別式与律令並行と見えて此時に別式のなと施行あるを必もとも此別式を令註に引用ふるにあらず令外別に式条あるへきなり 唐の雜律に違令者笞五十別式減一等議疏曰令有禁制而律無罪名者違式文而著服色者笞四十是名別式といへる令外の制を別式と云ふ

一本条に不用此令まさに非此令と載たるは令法に拘らず別の處分あるを

いへを別式とはあとあり思ひ混ふさとあり迚

一令條ハ治字を用ふへきハ理りかへ世字民字を代まゝ百姓といふは唐の大宗諱世民高宗諱治ある故ハ世民治三字は唐の書籍ハ避て記せを皇國の律令は唐の制度ハもはつきされを此諱字をやらて記せるもあるゝまは訛をさるふあるに其心をメて令條を見るゝし又須の字を古へは用ノ義ハ遣ひさり續日本紀ハも載されを古へはあゝてかゝるせしあゝむ諱字の類りあゝも字書ハ須相居反音胥用也俗書作「从水非也須与須別まゝ須呼賞反滌面也与須不同とありて其義ことあり

一新釋の中ハ板本まゝ流布本といふは林鵞の梓ハせる分今の板本をいふ

一字書曰とは正字通玉篇あり毎注ハ其書を記さんも煩はしられは省けを

一皇國の律文は多く失せて傳をさるを殘編まゝ集解ハ載る律文を引て證とし其餘は唐律の文を用ふ但し唐律は細書ハ記しとけるり心得べし

法曹至要抄 違令違式事
雜律云違令者笞五十別式減一等

播磨 揖保郡 大法山 今名勝部岡 品太天皇於此山宣大法故曰大法山

令の起る条

いと古へは須米良命の神あらら御食國の政をあち給ひて教へさゝしたまふとはあ紫とも臣連八十伴緒の氏氏名ハ從ひてふる事のまふゝ仕へ奉を服從ひて素さかしらるく素朴ある風俗りてあめつちあ百安國ハ治んあをるかく安國ハして有々を異邦の如く法令といふことをあもをしかとも御大命ハさかい犯し過つひとはいとをれハ図圖の設あゝ大御心ハ疑ひ思ふにあとは御卜事ゝ神の御心を問ひ給ひて其罪科を明らめ志ろしめし其臣達の犯せる罪は大祓を課せをちらひ給ふふを事のゝ御代くハ見やれとも其國を治もる

道といふべき道をさとり、其王のさかしらなる心のまゝに教へさとして國人を志ひたがうべきはたゞめんとまもる風俗とはいと異なりしを後りかの國より書籍の渡を參來つるまゝに皇國人も其書をよみ習いかしこけなる理ふまとひ始めしありやゝ其心もうつりゆきんらしそは御國の教へのまゝふはなる風俗をあらぬ思ひめぐらしさ手振を彼國ふくらべめぐるるる心のいでゝ來し故なるへしかくて異國より書籍の參來しは應神天皇の御代を始めなるつき異國の書り秦の徐福のあまさ書籍をもち參來しといい傳へまゝ日本刀歌り徐福行時書未焚逸書百篇今猶存と作

注もいと記注る事ふて信かゝし　同紀十五年秋八月丁卯百濟王遣阿直岐貢良馬二匹阿直岐能讀經典即大子菟道稚郎子師焉於是天皇問阿直岐曰如勝汝博士亦有邪對曰有王仁者是秀也時遣荒田別巫別於百濟仍徵王仁也十六年春二月王仁來之則大子菟道稚郎子師之習諸典籍於王仁莫不通達と見え古事記應神御巻ふ科賜百濟國若有賢人者貢上故受命以貢上人名和迩吉師即論語十巻千字文一巻幷十一巻付是人即貢進とあり

和迩吉師は即ち王仁なる故和迩といふは皇國の語なりさて此人は百濟國なる博學の名高く賢人とこゝもてやしけむと思ふるふ然あるさるあら東國通鑑百濟紀近肖古王廿九年条り百濟開國以來未有文字是年以高興爲博士書記起于此とあり廿九年は仁德天皇六十二年ふかされりさはを王仁の博學も其時り百濟國ふ知られたるりあらん賢人と云も皇國りてゝめいつる称なり

かゝるは阿直岐も王仁も皇國りてゝ博學の名を顯はしたるふ此御代より皇國ふ教へ習ひて文字をおりそめやゝくふ彼國ふりをおりあさらめてなるさかしき人とはなりけむらし履冲紀四年於諸國置國史記言事といへるも漢學をもて古言を記せるなり　應神天皇十五年より履冲天皇四年まゝ一百二十年をりをふれを漢字をもて曉もるん既く朝家ふ記事の官人を置給へるも此文りて明らもへし　古語拾遺り蓋聞上古之世未有文字貴賤老少口口相傳前言往行存而不忘とあるは皇國りて文字あるまゝ以前をいつは應神御代以後ふ神代文字の事をいふ皆信かゝし　かくてゝより異國の王のさかしき教へ文字の義をさとり得て質朴の心もやゝうせて皇國のめぐくく手振もめもり來つるり又欽明天皇の御代り西域の佛經の參來つるより其教り習ひ深ゝて時ふうつろふ人の心のさまくゝりらはしくあゝゆきて儒と

佛法の教ひましこれを世の中はゝ此二術ゝを尊ぶ□風俗と變せは異
國の教へなれとそは人のうけいるさるを量て給ひまつりふさまつりこちなりなりと
皇國の法の中ゝ儒道佛教をかゝ、始てゝ文を定めつり　古いは皇國法式と云
政のみゝ青人草習ふことなく事あけせぬ國ゝなるを　こともなく神まつりふ御
上りいるる故もしゝ法文を始て定め給ふほやむを得されもゝ　推古紀十一年夏四月戊
辰皇太子親肇作憲法十七條と云る憲法を見て知るし　憲法十七條七百十六
きゝり此皇太子は世ゝ所謂聖德太子なり同紀ゝ皇太子習内教於高麗僧惠慈
學外典於博士覺哿兼悉達矣と云り外典は釋氏の儒書をさ〜いつる
弘仁格序ゝ暨于推古天皇十二年上宮太子親作憲法十七條國家制法
自茲始焉と記せり　上宮太子は即ち推古紀ゝ父天皇愛之令居宮南上殿
故称其名謂上宮廐戸豐聰耳太子とあり是より上宮太子
と〜記せり〜〜武列紀ゝ立爲皇太子長好刑理法令分明日曷坐朝幽狂必達
斷獄得情と見ゆるを刑律法令も既く此御代ゝ定めり〜〜事とおもはるゝと堪
者の文章ゝて其實なく飾をる語ゝ　此御代ゝ大連の官を罷めゝ崇峻紀の初り物部大連は馬
此推古御代ゝ法令の始めは有けるゝ
子宿禰の爲ゝ滅ひ　蘇我馬子宿禰一人大臣となりゝ勢ひ盛なるゝ上宮太子こう
又大連を置ゝ　
世後はいよ〜〜无礼事多ゝり其子蝦夷大臣孫入鹿臣舒明皇極二御代のあと

庚辰蘇我石川麻大臣奏曰先以祭鎮神祇然後應設政事

專ら政を執ゝて大臣の勢ひと強く已ゝ心をめゝて心とし朝廷を輕〜〜思ひあ
ゝなはしき所爲のみゝ多かりけせは皇太子中大兄後ゝ天智天皇と申せり　中臣鎌子臣のたゝ
りをゝ〜蘇我臣父子を誅し給ひ孝德天皇やゝて宝位ゝ即き給へるより漢
國の道をゝて御食國の政を聞しめさんと獻憲まし給ひしけらし御代の名
を大化と改め給ひ此御代ゝ大化の年號あるは即ち唐の制ゝ倣ひ皇國
年號の始めなり
大化元
同年秋七月戊寅天皇詔阿倍倉梯萬侶大臣蘇我石川萬侶大臣當遵上
古聖王之跡而治天下まゝ七月己卯天皇詔可歷問大夫與百伴造等以
悅使民之路とまつりうつへき事を訪謀給へり　孝德紀ゝ天皇爲人柔仁好儒不擇貴賤頻降恩勅
とあり　かゝて八月庚子拜東國等國司仍詔國司等曰皆作戸籍及校田畝
まゝ遣使者を諸國録民之元數と見え明る年即ち大化二年正月甲子朔賀正
礼畢即宣改新之詔を施行ある改新とは漢國の制度を新ゝふ改むるをいふ　京師畿内國司
郡司を置き防人驛馬傳馬鈴契の制を始め戸籍計帳の法調賦租庸を

定め三月に諸國朝集使の褒貶まさ巡察使を遣はさるゝことを始め十
月に冠服の制度あり同し五年正月に博士高向玄理與釋僧旻置八省
百官と見えて皇國の風俗を悉く唐樣に改め給へり　此時の官名は詳らかならされとも大
化元年に左大臣右大臣國博士國司長官次官主典同二年に郡司防長
防令里長大領少領主政主帳五年に大宰帥見元續紀養老元年三月癸
卯左大臣石上朝臣麻呂薨難波朝衛部大華上宇麻呂之子也まゝ和銅
元年八月丁酉摂津大夫高向朝臣麻呂薨難波朝廷刑部尚書大花上國
忍之子也天平十四年十一月癸卯大野朝臣東人傳に とあり刑部尚書
といへは八省皆尚書といひ今こゝは唐武德令を引に據られさる官名
なるへし　かゝて法令の書も作らるへきに天皇の御位は纔に十年をかり
に御暇なくあらしかは其制度のみかゝ輙みつるもあらむ　大化五年
白雉五年まへて十年御位に坐しけれ國博士なる二人も白雉四年
五月天皇幸夏法師房而問其疾六月天皇聞夏法師命終遣使吊まさ同
五年二月遣唐押使大錦上高向史玄理云云卒於大唐と記せは奏勅の
博士うせけ故に難波朝廷の法令は作られさるも知かゝし此玄理は
推古紀十六年九月學生を唐國に遣はされし中に高　同時に學問僧
新漢人日向漢人玄理とあり此人なるへし僧旻は考へされと　文とい
ふあり此僧にもあらんか

近江令の条

法令の書の初て制作あるとは天智天皇の御代なるへし孝德天皇の御
代は唐風の制度大略定まりと著作の事なく齊明天皇は女帝にまし
つ此は天智天皇の御代に前代の制度法令なりしをあらに思食て著作
の事を起し始め給ひ也　此天皇は孝德天皇御代に皇太子に立給ひ其時の
制度なるに知食て共に助け補ひ給ふは云と更
に舒明紀に皇子手把黃卷自學周孔之道於南淵先生所と見えて儒道
に博達なるは此先生は推古紀十六年秋九月唐國に遣はされし
學問僧南淵　同紀三年二月に冠位二十六階を增加へ孝德御代冠位十九
階なりしを新に七
階を增給へる　大氏小氏の氏上民部家部を定めは継嗣令に引へる氏
制度なり　宗といふ也のなるん
對馬嶋壹岐嶋筑紫國等に防人烽候を置きて西蕃の難に備へ給ひ此御代に
大唐新羅の二國共に百濟高麗の國を擊滅し皇國より救ひ助けなふ皇
軍に不利□也□大唐新羅の勢ひ強りしかを不意の賊を防きな
んとて此制を　同九年正月に朝廷之礼行路相避之儀を定め二月戸籍
立てられる
を造り盜賊を浮宕を糺さしめ給へり　是歳庚午に當は戸籍を庚
午年籍と後にいへり

やゝ制度も成つるをもて　孝德御代ニ漏さる制を加增へ給ふとはあるへし　同十年正月甲辰
東宮大皇弟奉宣施行冠位法度之事　大友皇子　或本云大友皇子宣也　大赦天下　法度冠位之名具載於新律令
とあるさは即ち近江令なり　本文に法度とあるは令と云ふ如し　新律令
と細書あるは此時の新制をいへるなんと思へ
と此時に律書定らされを　孔仁格序文に天智元年制令二十二卷世人所謂近
大宝をいへるも知かたし
江朝廷之令也と見ゆ　此天智元年は十年の誤なるへし　孔仁年中の格に　文武紀慶
かくあるを此頃まて世に傳たりしなるむ
雲四年七月の詔に近江大津宮御宇大倭根子天皇與天地共長與日月共遠不
改常典　此立賜敷賜勲法　留まる　元明紀靈龜元年二月甲午詔曰桂畏淡海
大津御宇倭根子天皇乃萬世不改常典　止立賜敷賜　閑留隨法云云とあるも此
令をさしいへるなるし　淡海は近江に同し　令集解に上宮大子並近江朝廷唯制令而不制
律と載されは此御代に法律の制はなりしなむ　此御代の官名は同紀に内大臣大政
史大夫は漢百官志に副丞相とあるを取たしなると思へと大納言舊名とあるは定めかたし　大臣御史大夫大納言見えさる此御
唐志に御史臺大夫は彈正尹に當たは後に改められしなるむ　此納言も隋志に待中を帝命
喉舌を掌ると文帝の考諱揚忠と云し故に中を諱て納言改められし唐の初に其例に後
い侍中職を納言と云しに武德四年に侍中と改められしを考へに此官名は武德令にあり

始て制なる立られしなるやはり考へくきなるも續紀天平勝宝五年三月辛未
巨勢朝臣奈氏麻呂薨淡海朝中納言大雲上比登之子也とあるに大雲は
大華の誤ときこゆ伊天武紀の初に大納言蘇我果安といふ人見えられ
を大中納言の官名は此御代より始まれり

飛鳥令の条

天武天皇は大倭國飛鳥淨御原宮に天下の政を知食せは飛鳥朝廷と
申奈此御代の令を飛鳥令といへるを法令著作の始は同紀十年二月甲
子天皇皇后共居于大極殿以喚親王諸王及諸臣詔之曰朕今更欲定律
令改法式故俱修是事然頓就是務公事有闕分人應行とあり既に前代
に法令の制を定られしに幾ほとなくこの詔あるを按ふに近江令は精し
かるへきをもて再ひ改め新令を作らるへきなるへし　是に按ふに孝
德紀白雉五年秋七月丁酉西海使吉士長丹等詣于筑紫是月褒美西海
使等奉獻唐國天子多得文書宝物と見ゆ此文書の中に武德令まて前
代の令なと文皇一統天智御代に其制をもて近江令を作られしに此後に
彼國より　　を奈来つる　武德の令貞觀令を天皇の御くらへ

給わり近江令は天智天皇の御代に定め給へる制を参し加へ新令を作らしむ其の憲旨を以て此明詔を下し給ふ幾ばくも経ずして国の法令の改まるは いかなる故ぞと問ひ給へども誰人の説を記せりさて西海使は後の遣唐使皇國白雉五年は唐高宗永徽五年に當る は武德貞觀律令は既く世に行はるる事志るし 又官人に法令著作の事の詔命あるには聾務を闕くべきなれば大御心に思食さるる事なれば臣等に撰ばしめ給へんとの深き御慮なり 詔なるべしに同紀同年三月に帝紀及上古諸事を記し定むる臣等の名は載せられしなり此令撰者は見えず 同紀十年四月に立禁式九十二條因以詔之曰親王以下至于庶民所服用金銀珠玉紫錦繡綾及氈褥冠帶並種々雜色之類服用各有差 辞具在詔書 同十一年九月壬辰勅自今以後跪礼匍匐礼並此之更用難波朝廷之立礼 難波朝廷は孝德天皇の御代なり天智御代に立礼を改められしなり 又此御代に爵位の制も見ゆかくて十年二月に法律を改め定め給へとの勅を諸臣に議ぜ給ひ十月庚寅詔曰大山位以下小建以上等各述意見 十一年八月壬戌朔令親王以下及諸臣各俾申法式應用之事 と臣等の群情を遍く訪謀ひ給ひ 同月丙寅造法令 と此時に飛鳥令の甫畢ぬる事を記し此後持統紀三年六月庚戌班賜諸司令一部二十二卷 と施行の事を載せり 八月壬戌朔より計めらるる丙寅は四日なり此御代の官名は同紀に兵政官長官大輔民部卿まさに民部省法官理官大藏刑官と云は八省なるべし大政官大弁官左右兵衛納言兼官内卿京職大夫攝津職大夫陰陽寮外藥司左右大舍人膳職と持統紀に東宮大傅春宮大夫同亮刑部判事樂官奉膳中納言神祇伯内藏寮允典鎧監物大宰府典大學音醫呪禁陰陽諸博士見元文武紀三年正月癸未詔授内藥官來原加津直廣肆とある内藥官は外藥司に對へる名なるべし聖武紀十四年天平十四年十一月癸卯大野朝臣東人傳に飛鳥朝廷に職大夫直廣肆泉安之子也とあり紀職大夫は彈正尹に似たり光仁紀宝亀八年八月丁酉大伴宿禰古慈斐の傳に飛鳥朝常道頭贈大錦中吹負之孫也とあり此常道頭は詳らかならざれども古へ常陸守をかく記せるなるべし むかしうらさびて官名の事を載せるは此官名に時政の沿革まさに唐令を二令に取れる證を考へるべき便なる故なり

藤原朝の令の条

文武天皇は大倭國藤原の宮に御まして大宝元年施行の法令を藤原令
といへるは世に大宝新令といへるを藤原令と云は上の二令に准へ記せり　是令も飛鳥令より幾ばく
もなく著作あるは同紀四年三月甲子詔諸王諸臣讀習令文とは飛
鳥令なるを同年六月甲午に律令撰定の勅あるは時の議に合せざる
事に有るやしるべし詳なる大宝元年八月の詔に大略以浄御原朝
廷為准正とのみ也刪定のみなるべしは撰者數人の撰定なるを
は是も定めいかゝし又按るに天武御代十一年に法令を作られし
こと多くは其後持統御代を経て制度を改め給ふ
つゝ新令の勅旨あるべし　此令の始は文武天皇四年六月
甲午勅浄大參刑部親王直廣壹藤原不比等直大貳粟田真人直廣參下
毛野朝臣古麻呂直廣肆伊岐連博得直廣肆伊余部連馬養勤大肆坂合
部宿禰唐務大壹白猪史大骨追大壹黃文連備田邊史百枝道公首名狹
井宿禰尺麻呂追大壹鍛造大角進大壹額田部連林進大貳田邊史首名

山口伊美岐大麻呂直廣肆調伊美岐老人等撰定律令と此十七人に始
て詔命ありしは當時博才の人なるべし　浄大參は天武の御代に定め給へる爵位の名にて直勤務
進も同し各大廣四階なるは冠位志にいへる通り十七人の中に不比
等真人博得首名の名は天武持統文武の紀に見えて才名の高き人な
れは其餘も准ふべし　かゝはあれども刑部親王は總裁の人にて藤原不比等下毛
野古麻呂伊吉博得伊余部馬養調老人此五人は專ら功勞多かりけ
栗田真人は大宝元年正月丁酉に遣唐執節使に充られ坂合部唐以下
十一人は始のみと此事に為つゝ出と也中頃より遷任の故なりつる
ゝ其名は見えず　四年六月に勅旨ありて始めて大宝元年の大宝元年三月甲午
建元為大宝元年　新令の制なるべしは難波長柄の御代漢風に新制なるを改元ありしは大化と改められし例を換せるなるべし
始依新令改制官名位號親王明冠四階諸王浄冠十四階合十八階諸臣正冠
六階直冠八階勤冠四階務冠四階追冠四階進冠四階合三十階外位始直冠
正五位上階終進冠少初位下階合二十階勤位始正冠正三位終追冠從八位
下階合十二等始停賜冠易以位記語在年代記　又服制親王四品以上諸王諸臣一

位者皆黒紫諸王二位以下三位以上者皆赤紫直冠上四階深緋下四階
浅緋勤冠四階深緑務冠四階浅緑追冠四階深縹進冠四階浅縹皆漆冠
綺帯白機黒革舄其袴者直階以上者皆白縛口袴勤冠以下者白脛裳授
左大臣正廣貳多治比真人嶋正二位大納言正廣參阿倍朝臣御主人正
從二位云云　是日罷中納言官とあるは前令に異なる制を摘取て載さ
るものなるへしさて官名の制を改められしは考ふるつきなし此条中
納言の官を罷られし大宝元年遣唐使民部尚書粟田真人山代國相樂郡
令掃守宿禰阿賀流を此令に民部卿郡領と見ゆるは是も改められし
ゐ天武紀に記せる官名の令条に異なる位號は天武御代に爵位の制
も此時に改制むるまゝ在つしを立られし明淨正直勤務追進八等の冠をもて親王諸王諸臣に給もて
階級の驗となし給ひしを持統紀に正八級直八級あといひしに舊の
如く某冠某階と改められし此時に冠名となし殊更に唐制をもて品位
の例に改め外位勲位の法を始て立られし外位は天智紀庚午の制より始まるを今は唐制にならひ

諸王は五位已上の別制あるを改めて王臣にひとしくし給ひ大廣を正從とし親王は品とし諸王諸
臣を位とし給いまさ冠を位階の驗とせしを位記に易へ給ふの制
を始め給へり前令は親王諸王各別に位階の冠を　さて古冠を礼
給ひしに此時に品位の二色に立られしより
服といひ皆漆冠を尋常に服用は前代に異なり服制の事は衣服令に
の事は官位令に云ふ如し　此条に正二位正從二位とあるは即ち正冠をもて礼服
とし位記に正二位從二位を載せ給ふ義をいへるなるべし正二位の上に正字
脱ぬりは正正二位と有つるは同字の重なれしひゝ爲しと見ゆ正
は即ち礼服の正冠なる事正從二位の例に准へて志るべし
かゝは載られしかと此日制度を悉く連ね改られしはなほし新令に改
められし大略を
いへるものなり外位は神亀五年に始て給ひ礼服冠は天平十三年に
公より給ふ事を罷め私に備へしき格あるを見るべし此の外位の事は考課令礼服
は衣服令にかゝて同年三月始めて新令の制見へ四月庚戌遣右大辨
從四位下下毛野朝臣古麻呂等三人始講新令親王諸臣百官人等就而

習之六月壬寅朝令正七位下道君首名説僧尼令于大安寺 六月壬寅朝

己酉勅凡其庶務一依新令是日遣使七道宣告依新令為政とけりて八月癸卯遣三品刑部親王正三位藤原朝臣不比等従四位下下毛野朝臣古麻呂従五位下伊吉連博徳伊余部連馬養撰定律令於是始成大略以浄御原朝廷為准正賜禄有差と見ゆ（上撰者十七人の名を載せられし中ふ此時に新令成畢して五人に給ふあらめり考ふべしさて四年六月ふ始て勅をもて此年八月ふなれるは十箇月を經て功遂ぐるなり）此後同年八月辛酉詔贈従五位下調忌寸老人正五位以預撰律令也と贈位あるは新令選制を終る以往ふうせけるあるべし（正五位の下に脱文ありと見ゆ）同三年二月丁未詔従四位下下毛野朝臣古麻呂等四人預定律令宜議功賞（四人は古麻呂老人博徳馬養なり）□於是古麻呂及従五位下伊吉連博徳並賜田十町封五十戸贈正五位上調忌寸老人之男田十町封百戸従五位下伊余部連馬養之男田六町封百戸其封戸止身田傳一世三月戊辰賜従四位下下毛野朝臣古麻呂功田二十町と見えて刑部親王藤原不比等ふ功田封の事を載らるるに（此文ふよれば馬養は三年以前に身まかりつるなり）古麻呂は和銅二年十二月壬寅正四位下下毛野朝臣古麻呂卒とあり慶雲元年七月乙巳贈従五位上坂合部宿禰唐正五位下と見ゆ此人は文武四年の撰者の中に記されしを新令雨畢の日其名見えに贈位の賞あるは既くうせし故なるべし

孝謙記天平宝字元年十二月壬子大政官奏曰旌功錫命聖典攸重褒善行封明王所務我天下也云云正四位下下毛野朝臣古麻呂贈正五位上調忌寸老人従五位上伊吉連博徳従五位下伊余部連馬並大宝二年修律令功田各十町四人並下功合傳其子と四人の功を傳へさり（三代格天長三年大政官符ふ藤原朝廷御字云云博士正四位下下毛野朝臣古麻呂贈正五位上調忌寸老人正五位下守部連大隅正五位下道公首名従五位下伊吉連博徳従五位下伊豫部連馬甘等至于大宝元年修撰既訖施行天下とあるに大隅首名ふ始め撰者ふ加へられしかとも撰訖をる日二人の名見えにまゝ功封ふ給ぬを此格文ふ連ね載られし三代格はいかゝし天長の頃は六人の功と誤り傳へしかや）

天長三年官符ふ藤原朝廷御字正一位藤原大政大臣奉勅制令十一巻律六巻

とあり此大臣は不比等なるて養老四年八月癸未右大臣正二位藤原朝臣不比等薨と見ゆれも贈字脱くり職員令縫部司条義解に前令新令の事を論ふに新令は養老令なるくれも前は大宝の令なるくあるゆ

平城令の条

元正天皇は平城宮にましてて養老二年に右大臣藤原朝臣不比等に大宝年中の令を刪定め當時の格條を加へ載られし令なる故てかく載くり養老令にて今の世に傳たるは此令なり元正紀には此事見えず孝謙、紀天平宝字元年十二月大政官奏に養老二年刊修律令とあり弘仁格の序にも養老二年といふ撰定の月日は考へかくし新令を著作はけあるに此時て礼服冠の条を刪定又加へられし格條は職員以下の令の註ふいくらか如し元正紀養老三年十月辛丑詔曰開闢已来法令尚矣君臣定位運在所属洎于中古雖由行未彰綱目降于近江之世改張悉備迄藤原之朝頗在増損由行連改以爲恒法由是誓遠祖之正典考列代之皇綱兼纂洪緒此皇太子也と律令のことを記せと刪定むへき詔詞は見えず皇太子は聖武天皇なり近江之世は天智御代て始て法令を制られしをいふ藤原之朝は文武之御代をさせり此時て増減改張をなせるなり上て云さるとくさるとは藤原朝臣の私て刪定はくきにあらされを此詔旨は脱漏せしものなり也同紀養老六年二月戊戌賜正六位上矢集宿禰虫麻呂田五町従六位下陽胡史真身四町従七位上大倭忌寸小東人四町外従七位下塩屋連吉麻呂並同功田各五町正八位下百濟人成□四町□並以選律令功也と見え孝謙紀天平宝字元年十二月壬子大政官奏に正五位上大和宿禰長岡従五位下陽胡史真身並養老二年修律令功田各四町外従五位下矢集宿禰虫麻呂外従五位下鹽屋連吉麻呂並同年功田各五町正六位上百濟人成同年功田四町五人並執持刀筆刪定科條成功雖多事匪匡難比校一同下毛野朝臣古麻呂等依令

下功令傳其子とあれて此時て撰格の功をもて賞給へる此撰者大人なるを小東人の名見え
さるは既く身亡けるゆゑあむ 此令はかく同六年に既く成る狀なるに孝謙紀天平宝
字元年五月丁卯勅曰頃年選人依格結階人人位高不使任官自今
以後宜依新令去養老年中朕外祖故大政大臣奉勅削脩律令宜
告所司早使施行と記せり 養老二年より茲歳まて四十年ばかりを経たり 朕外祖は孝謙天皇の外祖にて御母は聖武天皇
の皇后藤原氏にて不比等の女なり故にかく詔あるなり 三代格天長三年官符に平城朝廷養老年中同大政
大臣復奉勅刊修令律合為十卷博士正四位下大和宿禰長岡從五
位下陽胡史貞身外從五位下矢集宿禰虫麻呂外從五位下塩屋連
古麻呂外從五位下山田連白金等云云と見えて此時の律令は各十卷
に裁せられたり 此白金と云ふ人は續紀に見えたる百濟人成大倭に東人を記せり何も誠なるべし 今の世に傳れる
十卷にて篇目の条に載せる

養老令刊脩の条

養老令も諸儒の議論をなし繕寫の功訖をへて猶錯誤のなかりや文
武紀に桓武紀に延暦十年三月丙寅故右大臣從二位吉備朝臣真備
大和國造正四位下大和宿禰長岡等刪定律令二十四條辨軽重
之舛錯矯首尾之差違至是下詔始行之とあり 此二十四條といふは養老律令の原本を
見さるべきも考へがたし 此刪定しはいつなりしか續紀に見えたる此真備は博
識の名聞へ長岡は養老の時に選者の中に在りしかは後に二人の
勅旨をもて刪定せしことはさこそあるべし 光仁紀宝亀六年十月壬戌前右大臣吉備朝臣真備
傳に霊亀二年十二月從使入唐留學ノ受業天平五年帰朝拜大學助
神護二年拜右大臣薨年八十三まさに高野紀神護景雲二年九月癸
亥大和宿禰長岡傳に少好刑名學霊亀二年入唐請益凝滞之處
多有発明當時言法令者就長岡而質之卒年八十一とあれと律令を
刪定の事は見えたりとて養老二年律令のかく差違を糺正されしは猶
撰ひあるべきなるは其年七八たるかりなるべし
漏はさりと見えて學令に明法博士まさに學生を載せて官位令に相當

の法見えざるを選叙令ハ明法甲第乙第叙位之法學令ハ叙位一如明法之例といへり此博士は文武紀大宝元年八月戊申遣明法博士於六道講新令と見えて律令學を明法といつても此官名脱ちるけ乙る儀制令ハ集鄉之老者一行飲酒禮とあるは鄉飲酒之礼なるへしは異國の習俗なれ皇國の礼ハあらす舊史ハ此礼を記されし延喜雜式ハ國學釋奠の儀は記せるも鄉飲酒の礼は載られ唐令の制をさるから記されしなりやあらむ雜令ハ観生不得讀占書義解ハ案唐令有天文生観生職掌各別此令無観生而言観生者此天文生之別稱と助けいつて然あるは天文生と云へし令條ハ載られさる別稱を記されるなるへし唐六典百官志ハ天文観生九十人天文生五十人と各別に見ゆ又唐制より混と記して刪定なきハこそあらめ如かくて此令は近江飛鳥藤原の三御代を経て成畢て大宝令も養老延暦の二度刊脩をもて定まるもよしなる事なるも唐令も武德貞観永徽の三代を経てなり此後著作の事なきもなるへし

新釋令義解第一

勢州 祠官 薗田守良 撰

令義解序

天武舍人 三原王 小倉王 夏野 延ノ廿三賜姓

臣夏野等言（臣聞可以 聞坊本）春生秋殺刑名與天地俱興陰慘陽舒（殺生）法令共風霜並用犯之必傷（春秋）蟻柱有爛蛾之危觸之不漏蛛絲設黏（子ヤヤ）虫之禍（シンハシラ クラス 犯也）

此序を按ふに律と令とを記注せる此義解のみなれば律義疏を共に進ずる時の序ともあるべむか刑名と法令を並へいふ　律十二篇今の世に残せるは僅に名例衛禁賊盜の三篇のみ残せり其序文は見えざれとも残缺の故とあるべし　○此序は本朝文粹にも載せたり

律義疏の序

臣夏野等言は奉勅の註解をもて上表のさまなり序を作るは臣某言とまづ記せり　蔡邕獨斷に凡群臣上書於天子者四名三曰表表者上言臣某言とあるは文躰なり　右大臣夏野卿の名を記し其姓を省けるも上表の例にて君前には其臣名のみ申せるなり　言は上言なり　等は撰者十二人をいへるなるべし　俗に筆頭の一人を記すなるべし

曲礼云父前子名君前臣名

言は下条の是為とは云ふ　上奏の例なり　言とは樂刑と云まとかゝるなり

春生秋殺は春は万物の生育なり秋は万物の枯傷なるは時節の然あるべき理なり　刑名は天地俱興刑名は法律なり　史記韓非子傳に好刑名之學とあるは律學をいふなり　自然の刑名なれを天地と同前に起せる初めしなり

陰慘陽舒は万物陰氣に觸れも慘傷を陽氣を得は發舒するをいふ　春生秋殺の義の文をかゝるなり　文選西京賦に夫人在陽時舒在陰時慘とあるを取れり　法令は國家の憲章をいふ　刑名法令と並へいへるを同意なりとして　即ち律令の事なり

共風霜並用の風は陽氣の發動して万物を生し霜は陰氣の凝を集て万物を枯傷せるを天地生殺の理にして法令の生殺も此風霜と共に用ふ道理あるをまつていい出しなり　此二句は皆同義なるをかくの分ちいへるは文の章なり　此生殺慘舒風霜は律令の寛柔嚴戮の教をいへるなるべし　犯之必傷は上にいふる刑名法令を背き犯すは必ず殺傷せらるるなり

蠟炷は蠟燭の燼炷なり　爛蛾之危は蛾といふ虫の蠟炷の觸れ其身を火の爲に爛き死まる如き危き事なりとなり　法令を犯し身を危くまるを脫漏なきかをいふ

火に入る蛾

蛾は羽蛾にてよく火中に入て死亡する虫をいふ　今は中夏には此虫あり　古書に夏虫の火もしとのべり

蝨之不漏は刑律に觸れ入るは其犯罪を脫漏なきかをいふ　蛛絲設黏虫之禍は蜘蛛の網糸を張て設

けて飛虫を黏くる如き禍難ふかつふ同しと刑法を犯し觸るは人のみ
ふかつふ微虫のうふもつのをて造化自然の理をもて國家ふ刑法を設け
民庶ふ危難をさけしむるを說き明らめさ刑

昔寢繩以往不嚴之教易從畫服而來有恥之心
淮南子・文覽冥訓　孝經・文

難格隆周三典漸增其流大漢九章愈分其派
雖復盈車溢閣半市之姦不勝鑄鼎銘鐘滿山
之幣已甚朝成夕毀章條費刀筆之辭冨輕貧重
亦可
降及澆季煩濫益彰上任喜怒下用愛憎
憲法歸賄跳之家嚴科所枉劍戟謝其鉛
利輕比所假君父慙其温育故令出不行不如
無法教之不明是爲樂刑

寢繩以往は古昔への人質朴ふて國家よく治まり枕を正しく安
臥せる御世をいへり此寢繩は淮南子ふ枕方寢繩注ふ謂直身而
臥也とある故事を取れり字書ふ繩正也　不嚴之教は孝經孔安
國註ふ聖人因天地以設循民心以立政故不加威肅而教とあり
義ふて昔は教令の嚴威なくさをし　易從は民庶の教令ふ
從ひて法令を犯さこゝとなきをいふ　畫服而來は中古以來と云
ふ如し寢繩以往ふ對へさる語あり畫服は堯舜の世て法令を設け
衣服ふ文采を画かき五刑ふ像とりをしをいふ書經皐陶ふ象以典刑流

孝經其政不嚴而治注

宥五刑鞭作宮刑扑作教刑金作贖刑と見え漢書刑法志に唐虞畫像
而民不犯註に畫像者画衣服異章服象五刑也犯黥者皂其服
犯劓者丹其服犯官者雜其屨大辟之罪誅殛之刑布其衣裾
無領緣とあり舜典に流共工于幽州竄三苗千三危放驩兜于崇
山殛鯀于羽山四罪而天下服とあるも刑名の始めを虞
唐虞の代にかゝ畫服しより刑名は始まりしをいゝ古は畫像と多くいひて漢書武帝
紀の詔に唐虞畫象而民不犯魏志明帝紀の詔に有虞氏畫象而民不犯唐書李百藥傳の賛道賦に帝堯画像陳恤隱之言ありと見
由畫服といふはちがひ色と畫像は即ち衣服を異に畫きしるのみなるべくかゝるとゝ衣色を異にして恥辱へき義を人に
示せるなるべし　有恥之心難格は罪人を画服せしめて辱を見せれ
ども昔の朴質にして恥かゝきの心も失て正しき心に到られ法を犯す人
多きよりなり四凶の事をふくみいるなるべし畫服をもて論語學而篇
飾を偽るなり人心の邪曲にあり　やきし狀あり
に導之以政齊之以刑民免而無恥導之以德齊之以礼有恥且
格の詞によれり　隆周三典は周礼大司寇条に掌邦之三典以佐王刑
邦國一曰刑新國用輕典二曰刑平國用中典三曰刑亂國用重典と
三典のみと見るべし典とは常法なり大司寇は刑法を掌る輕中重　隆は
周國を称字なり　隆は隆盛の義を　漸增其流は三典の上に漸々
に刑法を加増をいふ漸は俗に次第と云ふ如し俚言に段々といへる流は下りいふべし　此
は尚書呂刑の条に墨罰之屬千劓罰之屬千剕罰之屬五百宮罰之屬
三百大辟之罰其屬二百五刑之屬三千と穆王の時に呂侯の三
典に加へて刑法を作るをいふ　大漢九章は前漢書刑法志に漢興
高祖初入関約法三章殺人者死傷人及盜抵罪其後四夷兵革
未息三章之法不足以禦姦於是相國蕭何攈摭秦法取
其宜於時者作律九章とあり　愈分其流の愈は俗に弥と
云ふ如し漢の始めは刑法三章なりし後に九章に作る漢武の時に
法令を定るまゝに分つとゝ上り其流といふは其派といふは水の流派に譬へ

漢刑法志孝武即位律令凡三百五十九章。大辟四百九十條。千八百八十二事。死罪決事比。萬三千四百七十二事。文書盈於閣。奸吏巧法。民不能徧睹

漢食貨志桑弘羊令吏坐市列販物求利

刑法を幾章も設け作るをいふなり　流は字書に普限反とあり水分流也といへり　法は犯使の多きより刑法を加増へて懲肅まさめんともれと猶やまさるをいふ

雖復盈車溢閣は刑法の書を多く作まて其書の數車に盈満ち倉閣に溢も増る如くにあるなり　車閣は其書の多きをいふ　古へは書籍を車に積み乘せまく倉閣に藏むるなもてかくいへり　閣とは棚閣なり書庫の棚板なり　前漢書に蕭何造天禄閣以藏秘書　成帝の時劉向の天禄閣上校書のふくに見えたり　また漢武帝議明堂律令並三章總有九百六卷盈於閣莫能遍覧云云

半市坐之姦不勝は市に聚るは半分は姦人なり懲肅の教數ふるに勝かたしとなり

姦邪の人の多きを限をいへり　勝は孟子書了不可勝計とある此勝字の義をとれり　古へは罪人を市中に四討せるは支四討せられし人の多きをいへり　賈山傳前漢書刑法志に行道之人半衣赭衣となる意に同し

鑄鼎銘鐘は刑書を物了鑄鏤まて衆民に懲肅む教令を示し刑罰に犯し觸るまさらしむる料なり　鼎鐘に鑄作まさな後世に及ひまさも改

春秋左氏傳昭公六年三月の条に鄭人鑄刑書注に鑄刑書於鼎爲國之常法前漢書刑法志にも子産相鄭而鑄刑書注に鑄鼎とあり　また二十九年冬の条に晉趙鞅荀寅帥師城汝濱遂賦晉國一鼓鐵以鑄刑鼎著范宣子所為刑書焉　范宣子は士匄なり一鼓鐵は杜預注に鼓石為鐵計令三鼓而足といへり　晉書刑法志に杜預奏事曰嘗參定律令勅臣造新律注古之刑書銘之鼎鐘鑄之金石所以塞異端絶異理也とあり　板本に此事を引て造新律注事記日とあり　此事記日の三字晉書に見えたり　銘は文字を鏤刻をいふ　字書に銘記とあり大字の書に盤に警戒の言を刻むをいふ

中くに犯罪亡命の人多く法令を背き山林に滿盈まるをいふ　滿山之弊は刑書を鑄銘まれとも中くは姦悪をいふ　字書に醉毗反とあり　悪也姦歟とあり　また凶盜は山中を棲居まれを滿山と載さり三代實録貞観三年十月に武藏國毎郡置撿非違使一人以凶猾成黨群盜滿山と見ゆ　十六日丙戌　前漢書賈山傳に赭衣半道群盜滿山とあり　此条は中

老子道德經治国云法令滋彰盜賊多有といふ實ハ古ハゆゑなし

昔以来刑法を多く作り設くれど姦悪の徒は肅清ぜいなく衆多きをいふ　前漢の刑法志ニ及至孝武即位徵発煩數百姓貧耗奸軌不勝於是招進張湯趙禹之屬條定法令云云律令凡三百五十九章大辟四百九條千八百八十二事死罪決事比万三千四百七十二事文書盈几閣典者不能徧睹是以群國兼用者駁或罪同而論異姦吏因緣爲市云云盜賊始起衆民の愁苦とあり盜賊滿山ニ群黨をなすは刑法の多き故なり始めは三典三章ニて足れり或後ニ滿車溢閣ルて禁令浸密ニ成るなり　降及亮季は中昔より降りて後世とあるはてはとなり　降とは以降といふ　撓季は後世を云　撓は乱世と見ル季は時なり　煩濫益彰は煩はしく濫至ある法令のいよいよまさに明らかニ顯はるを云ふ　刑書の多く煩はしきより法令の乱れて典刑の吏も正法を用ひざるなり　下条ニいへる愛憎は即ち煩濫の彰るなり　上任喜怒は上位ニある人の喜び怒る時ニ遭ひては其意ニ任せて同罪なれども別ニ賞罰をなし　其人の喜悅の日ニは重罪も輕く憤怒の日は輕罪も重くして其人の意ニ委任せ律令ニよらざるなり　下用愛憎は下位ニある人は已ら情

漢書參伝賈華何曹參皆起秦刀筆吏師古云刀所以削書也古者用簡牒故吏皆以刀筆目焉

の愛憎ある人は輕く憎む人は重く同罪を異ニ議り執り成をなふ是を愛憎を其情ニ委せ用ひるなり　人ニ上下の人私の情をもて法令を用ひざるなり　俗ニ其人喜怒の時は恩慮ニ暇なくして輕きを重く處分するなり　過失なれども此条は過失ニあらず始めより律令ニ背て我威權を用ふ犯法の官人なり下位の人は罪人を愛憎ありて輕くも重くし執りあつかふ　其罪ニ陷るべきをいふ　漢刑法志ニ姦吏因緣爲市所欲活則傳生議所欲陷則予死比議者咸寃傷之とあり　成を日夕ニ到ルて其法を毀て改めて朝夕ニ變易る成

[illegible]をいふ　章條は法章律條と云ふ如し　但し章は一事條は章中の條目なり漢刑法志ニ律令凡三百五十九章大辟四百九條とあり　雜公式令若干條の註ニ云ふ　貴刀筆之辭は古への文簿は竹を用ひ書損あれば[illegible]削り去て記せは記事官を刀筆吏といふ　此條も法令を朝夕ニ改毀ルは刀筆を[illegible]幾度もいふ　貴とは竹簿を無益の功程ニ費すをいふ　さて古の刑書は竹簿を用ひしなり春秋左氏傳定公九年の条ニ

漢萊望之伝。京兆尹張敞以入穀贖之望之雖曰如此則富者得生。貧者獄死。是貴富長刑。而法不壹也

周礼秋官司寇掌貨賄注非朝聘之期以貨賄私相交通者。王法所禁也

鄭馬顓殺鄧析用其竹刑注ハ古者以竹記刑法とあり　冨輕貧重し冨家は財宝を贈与ふるの故ハ其罪を軽く處断せるれ此は贖刑を云ふに贈の故なり　貧家はさる事なき故ハ重くせらるを云ふ　憲法は法令なり　章條も憲法も同義なるを互ハ辞をかへたるなり　帰賄賂之家は國家の憲法は趣く義ハ有て國家ハ无ハ如しとなり　帰は帰を賄賂を義入る姦吏の家ハ有て國家ハ无ハ如しとなり　説文ハ以物售與人曰貨いへり　賄賂は周礼鄭注ハ金玉曰貨布帛曰賄とあり　説文ハ以物售與人曰貨　又猶賂也賄財也といへり　厳科所枉は厳威の罪科を枉曲るをいふ厳科は重罪と云ふ如し枉曲は此条は後漢書の論文を全く載せり　宋范曄の律令の正文を守らるるなり　論文なるを校本ハも其まゝをいへり　剣戟謝其銛利の剣戟は罪徒を笞罰の具なるを其利刃も鈍くなりて謝退くは其罪を枉ふる故なり　重罪ハ軽く處分せられは利刃も中く鈍り用ふる所なるなし　銛は利刃　字書ハ銛蘇焉反　謝は俗ハ辞退なるを謝ハ用ふ　輕比所假の輕比は輕例をいふ　輕罪と云ふなり　此は礼記王制篇義ハ用ふ

ハ察ハ大之比注ハ比猶例也後漢書陳寵傳ハ奏上二十三條爲決事比注ハ比例也と云り　假は借偽なり　字書ハ假非眞也　されを輕例を假偽りて重く處断せるを云へり　君父慙其温育は其君の温澤を給ひ其父の養育を有なるも賄賂ハ敵を以て軽比を假れは昔日ハ温育せしことを慙かしく思ふへし　或説ハ温は父の温凉を訪ひ育は君の生育の恩なるをいへるなり　皆愛憎賂賄の義を以て文をなせり　已上後漢書の文なり　故令出不行は國家ハ法令を出すも衆民ハ施行せるれに賄賂の家ハ帰るのみなり　不如無法は法令の有る故ハ煩濫もいて来れは中くハ法令のなきに如かしとの義なるへし　教之不明を衆民ハ教へ示す令の明白なるを　□をいふ　是爲樂刑はかくしては衆民を刑戮するを快樂とまる　□ありといさく異邦撓季の状を歎きさる語なり　史記秦始皇本紀ハ上樂以刑殺爲威といふを取て樂刑と記せしなり考へし　□

抄　故刑ヲ子カウ云

伏惟皇帝陛下道高五讓勤劇三握類金玉而
垂法布甲乙而施令芟春竹於齊刑銷秋
荼於秦律孔章望斗之郊無復寃牢之氣
黄神脱梏之地唯看香楓之林

伏惟は臣夏野等俯伏して聖德を思惟ふをいふ臣等の至尊の事を申せは前ふは伏して詰もつて義はきこゆるものゆえ物かく事を考へ思惟ふ時は伏すなる故なり　皇帝陛下は當代の淳和天皇を申せり　猶皇帝陛下の義は下儀制ふ云てし　道高五讓は漢孝文帝の故事を取りて今上皇帝道德は文帝より高くまくゆくを稱ふ漢文帝紀ふ群臣從至上議夫王皇帝之子宜爲嗣願大王卽天下位代三曰云云寡人弗敢當群臣伏固請代王而嚮讓者三南嚮讓者再丞相平等皆曰云云代王曰宗室將相王列侯以爲其宜寡人寡人不敢許遂卽天子位と見え表盎傳ふ盎對文帝曰陛下至代邸而嚮讓天下者三南嚮讓天下者再夫許由一讓陛下五以天下讓云云と五讓のおやをいひ此文帝は始め代王ふ封せられ後ふ天子となりし

勤劇三握は周公且の故事をもて賢士を待ちはふ勤は周公すり劇しきよしをいふ史記魯世家ふ周公戒伯禽曰我一沐三握髮一飯三吐哺起以待士とけり沐は濯髮なり士を見ふ捉髮なり　皆聖德をふめ申す語なり

類金玉而垂法は刑法は庶民の殺活ふかくなれ哀矜の聖恩をもて金玉の如く珍しき宝ふ比類ひて安てらはしく用ふましき法度を官人ふ垂れ示しぬふ為て法度を金玉ふ譬ふるは文選劇秦美新の文ふ金科玉條注ふ謂所施法度金玉當珍之也とけり今も律文を志るせる書ふ金玉掌中抄といふ物此ありしを名つけくを記して施行ふをいふ

芟春竹於齊刑銷秋荼於秦律は春竹は竹の新芽なり秋荼は荼の秋なり　布甲乙而施令は甲乙の次第ふ令條あるなり　甲乙は漢宣帝紀地節四年詔ふ令

甲死者不可生注加厚ニ今有先後故有令甲令乙令丙一説甲者法令首巻也顔師古注ニ甲乙者若今之第一第二篇耳と云へり 同書江充傳注

ニ令乙章まく同書ニ令丙漢律令有十巻とて見えたり

芟春竹於齊刑 北春竹はもて竹を圃は春生夏成もめられハ文章ニ春竹といふのみ 春竹秋茶は文の對ニ春秋やそのへいふのみ其義なし

齊刑は晏子春秋ニ諫下齊景公殖竹令曰有人犯者斬と酷刑なりと當代はかくる事なしといふを竹の緣ニよりて芟り平くといへり 芟は代を除く義なり

銷秋茶於秦律は塩鐵論刑徒部といふ書ニ秦法繁於秋茶網密於凝脂といふる故事を取て法令よく脩りて秦律の如き秋茶も銷除くとなり

茶は苦草なり 茶通吾支苦草生于寒秋と字書ニ出たり毛詩國風谷風章ニ誰謂茶苦注ニ茶毒之茶也といふる茶も是なり

孔章望斗之郊は郊野より北斗星を望見るをいふ孔章は雷煥の字なるべし 此故事は下ニ見えたり

無復冤牢之氣は冤枉ニて獄牢ニ囚人なき故冤枉の氣は立ぬを云

冤枉とは無實の者を志い抑へ罪せしむるを云 此故事は晉書張華傳ニ初吳之未滅斗牛之間常有紫氣華聞豫章雷煥妙達緯象乃要煥宿登樓仰觀煥曰惟斗牛之間有異氣寶劍之精上徹於天耳華問在何郡曰在豫章豐城華即署煥爲豐城令煥到縣掘獄基得石函中有雙劍並刻題一曰龍泉二日大阿其夕氣不復見と云

緯象は天文獄基は獄牢中の地をいふ 紫氣を獄牢の冤氣ニかへて枉冤の囚ふきふたとふ

黄神脫梏之地の黄神は黄帝軒轅氏なるべし 黄帝と載べき筈黄神といへるは聞つらぬ故ちかしいふなるべし 脫梏は桎梏を脫を云

桎梏は刑具ニて獄令ニ委しくいへり

唯着香楓之林は桎梏は其地の楓樹となりて林の如く繁り生るを見るといひて刑具の所用なきをいへり 桎梏を棄置き生るをいふ

香は文章なり 山海經ニ黄帝殺蚩尤棄其械於大荒中化爲楓林といふる故事なり 此事軒轅本記ニ出たりといへり 蚩尤は古への凶惡の人なり 此条は画

黄神當作黄帝
杪黄神ハ黄帝ノ誤

服以来降テ反撓季ては刑法多く作り設けて煩濫なる故ふ愁民も
衆夥なる異國の法とはさだめして當代は聖德の恩澤をもてさる事なく
法令よく整ひ備はるましを稱へさり　上文の煩濫益く彰といふは當代以前をさし申もとよりこれとも
さてハ撰者の上代をそもり當代ふ諂諛の義なていろ〳〵なり
さればば異國の法令乱りなはしきふ對へさるを知るべし

猶慮法令制作文約旨廣先儒訓註案據非一或
專守家素或固拘偏見不肯由一孔之中爭欲出
二門之表遂至同聽之獄生死相半連案之斷出入
異科念此辨正深切神襟使臣等集數家之雜說
舉一法之定準

猶とは律令を金玉ふ類し甲乙ふ布き酷毒を芟除き桎梏を棄る御代なれとも猶といふ義なり　猶は俗ふマタとヤツハリといふ義ふきこゆ　慮は震襟ふかりかく思食なりふ　法令制作は律令の制作なり　文約旨廣は其文辭簡約ふ記し其旨趣は廣く深き故ふ難義なるをまいへり
先儒訓註は天長年中以前の儒士の訓讀註釋なり　先儒は先代の儒者をいへり
案據非一は私案證據ふ用ふるなと各別なて一同ならぬをいふ
類聚國史ふ天長三年十月五日官符應撰定令律問答私記事　明法博士額田國造今人解云諸博士等相兼教授文略義隱情理難通即無不由先儒旧說而彼旧說或爲問答或爲私記互作異同未詳誰作後學者等屬意彼是毎有論決難塞まゝ續後紀義和元年十二月十八日の

詔ふ法令文義隱約難詳前傳註釋方圓遞執とけるを按ふ案據非とはかくろよくなるべき　此官符まさ詔詞は板本ふも金文を載されと額田國造今人を額田今足と誤れり　或專守家素は明法の家ふは素より傳ふる說あれ專ら其說を傳へ守り他說を用ひにまさ明法家なりける博士の家の傳記は有て　或固拘偏見は一偏の見識ふ拘りて外ふ求めさる類を云ふ或は彼もけり是もけりて互ふ得ることを得めところあるなり　不肯由一孔之中の一孔は一同と云ふ如し孔は穴ふて出入の法は同義ふたとへさり　杜預の晉律序ふ法出ふ於一孔不可以二門立者也　爭欲出二門之表は律令の文義は一孔の說を用ふ出さ議者其家說まさ偏見の義を爭ひ論ひて一同せに二門の外ふも出さ如きをいふ　二門とは出入の說二議あるをいふふは一同なふ出をいふふ二門の外ふも出さとは甚しきを云なるべし孔も門と出入の說　二門とは後漢書桓譚傳の上疏ふ見法令決事輕重不齊或同事殊法同罪異論是爲刑開二門とける二門ふて同罪異論を

文子云老子曰萬物之總皆關一孔萬事之根皆出關一門

いふり　まさ三家といふことも見えたるは二門ふ異なるべし後漢書陳寵傳ふ律有三家其說各異宜三公廷尉平定律令とけるは律を傳ふ家の三所ありて各其說をことふ傳つたへいふ　即ち專守家素の類なるべし　續日本紀養和元年十二月の詔ふ豈使三家異說輕重參差二門殊躅舞文弄法と三家二門を並對とへたるを按ふ　遂至同聽之獄生死相半は二門なる故ふ同罪の獄情を聽て議者の異論をなし或は生議をつけ或は死議ふ申なふ半生半死の刑法なる寃枉を云へしこは一孔ふまた二門の說を用ふる謬なり　漢刑法志ふ罪同而論好吏因緣爲市所欲活則傳生議所欲陷則予死比議者咸寃傷之とあるまたまた似たり　連案之斷出入異科は罪案は罪人伏辨の書と連寫をもて官司ふ申し處斷の出入ふ同罪の異科なる一孔ふもふ故そとなり連案は獄令ふ刑部省及諸國斷流以上云云連寫案申大政官註ふ連鞫狀及伏弁以成一案更連寫之與斷文共送官是爲連寫案出入は有罪を入れ無罪を出さくさふ失出失入ふ平議なくて出入異科をいふは官吏の平を持せざるをいふくさふ　唐刑法志ふ自張蘊古之死也法官以失出爲誠有失入者又不ヤふもふ加罪自是吏法稍密矣帝以問大理卿劉德威對曰云云今失入

無辜而失出罰大罪故吏皆深文帝矍然遂命失出入者皆如律念
自此吏亦特平とあるをあやまる考めし
此辨正は二門の非説を辨〻一孔の是を正〻く議者のよるむことを念
行を律令の失錯は國家の憂ひなり故なり　深切神襟は叡慮
深く腦まし給ふを云へし　神襟は宸襟の誤あるべし尋ぬ宸神
同音なるをもて記せ〻る又ひらがゝ寫あやまるむ宸襟を神襟といふは見及ばん　深切は懇切と云ふ如し　使
臣等は撰者をいふ　集數家之雜説は明法家まで佛家の旧説
私記なと雜たの説をて悉く集むるをいふ　即ち私記問答なと此中の在くし　擧一
法之定準は異説をとめ律令正文ふ〻る註釋を取選ひて一孔の
定法を註記さしむ〻勅旨あるをいふ　是は義解の詔旨ある始をいふ　定準は定
法を即ち均一の法を　準とは平ふ直き意を云　上ふ〻る辨正とは是なり

臣謹與參議從三位行刑部卿兼信濃守臣南淵朝
臣弘貞。參議從四位下守右大辨兼行下野守臣藤原
朝臣常嗣。正四位下行左京大夫兼文章博士臣菅
原朝臣清公從四位下行勘解由長官臣藤原朝臣
雄敏。從四位下行刑部大輔兼伊豫守臣藤原朝臣
衛。正五位上行大判事臣興原宿禰敏久。正五位下行
阿波守臣善通宿禰眞負。大宰少貳從五位下臣

小野朝臣篁。從六位下行左小史兼明法博士勘解
由判官臣讃岐公永直。從八位上守判事少屬臣川枯
首勝成。明法得業生大初位下臣漢部松長等輙
應明詔辨論執議

天武皇子舍人親王
三原王小倉王夏野

臣とは清原真人夏野卿なり正三位御原王孫正五位下小倉王第
五子也日本後紀延暦廿三年六月甲子正五位下小倉王上表曰
云云愚息内舍人繁野等疑云云依去十七年十二月廿四日太上
天皇賜姓故事同蒙清原真人姓又繁野名觸皇子改繁

曰夏云云と此卿の事始て見えたり　本名繁野と此時に夏野と改めたれ
三月庚戌大舍人清原　ばなり此後公卿補任に大同五年
真人夏野補藏人と見ゆ　續後紀に天長元年正月丁巳參議從四
位下清原真人夏野授從四位上　同二年三月に正四位下七月壬寅
大納　　從三位中納言同五年三月權
言　同九年十一月庚辰授右大臣兼和四年十月丁酉右
大臣從二位清原朝臣夏野薨時五十六此卿は真人の姓なれ
設なる　　を朝臣と記せ
　　ば
南淵朝臣弘貞は公卿補任に弘仁十四年十二月乙未坂
田朝臣弘貞等改姓賜南淵朝臣續後紀に天長三年七月壬寅
朝爲參議同八年正月丙午從三位同十年正月己亥刑部卿兼信
濃守とあり　兼守行の義
　　は選叙令に云
藤原朝臣常嗣は續後紀美和
七年四月戊辰常嗣の傳に中納言正三位葛野麿第七子也少遊
大學沙獵史漢暗誦文選又好屬文兼能隷書立性明幹威
儀可稱弘仁十一年初任右京少進云云天長八年正月丙午從四位

下十月乙亥爲右大辨九年加従四位上兼和元年改兼近江権守
尋遷左大辨五年入唐大使同六年八月癸酉着大宰府九月授
従三位薨時年三十五　菅原朝臣清公は續後紀兼和九年
十月丁丑の傳ふ故遠江介従五位下古人第四子也父古人儒行高世
清公年少略渉經史延暦三年弱冠奉試補文章生學業優長
舉秀才十七年對策登科除大學少允弘仁九年有詔書天下儀
式男女衣服皆依唐法五位以上位記改従漢様百官舞踏故
朝議並得関説十年正月加正五位下兼文章博士侍讀文選
天長三年三月轉左京大夫文章博士如故　八年正月授正四位下兼和六年
正月叙従三位云云薨時年七十三　藤原朝臣雄敏は續後紀
兼和五年正月丙寅詔授従四位上藤原朝臣雄敏正四位下
同六年正月庚申兵部大輔と見ゆ此の人の傳ちけゆゝ任叙考へかゝ　藤原朝

続後紀兼和十五年二月甲午散位従四位上藤原朝臣雄敏卒

臣衛は文德實録天安元年十月戊戌の傳ふ贈左大臣内麻呂第十之
子也大臣立爲嫡嗣七歲遊學十八學文章生試及科時人方
之漢朝賈誼頃之拜中判事後遷爲大學助天長九年春正
月授正五位下十年正月授従四位下天安元年六月爲右京大夫
卒時五十九　興原宿禰敏久は續後紀天長七年壬十二月丙
申授正五位下興原宿禰敏久正五位上以下作格式之功と見えて傳
は載られた　此格式は同年十一月丁亥頒行神祇八省彈正左右京勘
解由六衛左右兵庫格式とあり　かゝ格式の制作我此人
其年勞ありしと思ふふ律令通達の才ありしと　善道宿禰真貞は
続後紀兼和十二年二月丁酉の傳ふ右京人也故伊賀守伊與部連
家守之子也年十五入學數年之間諸儒共推其才行補得業生
大同四年課試弘仁十一年以明經改授従五位下天長五年上表
賜姓善道朝臣八年遷阿波守是時有識公卿一両人依詔

旨與諸儒等修選令義解眞貞亦參其事不赴任所九年授
正五位上明年授從四位下（明年とは天長十年なるべしさるを此序文ハ正五位下の位署あるべきなり）眞貞
以三傳三礼爲業兼能談論但旧来不學漢音不辨學之四
聲至於教授惣用世俗蹉跎之音耳後卒于家時年七十八 小
野朝臣篁は文徳實録ハ仁壽二年十二月癸未篁の傳云
參議正四位下岑守長子也弘仁十三年奉文章生天長元年
拜巡察彈正九年授從五位下拜大宰少貳有詔不許之官云云
凡當時文章天下無雙草隷之工古二王之倫後生習之者皆
爲師摸仁壽二年就家叙從三位薨時年五十一（古二王は義之獻之をさなり）
讃岐公永直は三代實録貞觀四年九月十七日癸丑
云永直者右京人本姓讃岐公讃岐國寒川郡人幼遊大學
好讀律令甚聰明一聽暗誦弘仁六年補明法得業生天長
七年春爲明法博士兼和元年正月授外從五位下大判事明法博士如
元同三年賜姓朝臣改本居隷右京職云云帰休於家卒時年
八十 川枯首勝成漢部松長の二人は續後紀兼和十三年十
一月壬子大政官符云大判事讃岐朝臣永直勘解由主典川枯
勝成等斷文ハ彈正大疏漢部松長斷文見えず（皆微官の人を五位
以上の任叙ハ如安〜考へかゝ〜）
十二人あり（猶選者のことは下条ハ論ふべし）輙應明
詔は此十二人勅命を奉りて選進むるをいふ 辨論執議（義京）は旧註
雜說を集め是非を辨へ得失を論ひ正議を執りて註釋を記
すなり

陳家古壁之文。探而無遺。于氏高門之法。訪而必盡。

善者従之不以人棄言其迂者略諸不以名取實
一加一減悉依法曹之舊言乃筆乃削非是臣
等之新情猶有五劍難名兩璧易似必稟皇明
長質疑滯

此条旧記雜說を討尋の狀を精しくいふり　陳家古壁之文とは
後漢書陳寵傳ふ祖父咸成哀之間以律令爲尚書及王莽篡位謝病不
仕莽頻徵咸遂稱病篤於是乃收斂其家律令書文皆壁藏之
と陳咸以来其家ふ傳ふる律令の書を壁中ふ切り藏せし故事をいふり

壁中ふ書を藏せし例は朱註論語の序ふ
古論ふ出於孔子壁中と見甲

殘りなく探り取るをいふ　于氏高門之法を前漢書于定國傳于定國
字曼倩東海郯人也其父于公爲縣獄吏決獄平羅文法者于
公所決皆不恨云云其郡閭門決壞父老方共治之于公謂曰少高
大其門令容駟馬高蓋車我治獄多陰德未嘗有所寃子孫
必有興者至定國爲丞相と云る此故事なり　訪而必盡は決
獄ふ陰德ありて世ふ大いなる恩ありさ法をも訪と諮て悉く記もといふなり
世の中ふ行る程の書籍は漏洩さに殘さぬといふ義なり　善者
從之は旧說の善きものは其義ふ從ふなり　不以人棄言は高官卑位
の人をえらばず其善者を取るをいふ　高官の說を用い卑位の說とて
棄て偏拔□ふ為ぬとなり
其迂者略諸を迂遠なる說は省略きて從ざに迂遠は俗ふ回り遠きもと云ふ如し
史記孟軻列傳ふ迂遠而踈于事情と云るふ同し　不以名取實は

名家博學のゐまれあるも其實を取り活ふる説は用ひ活名家ゐて
く虚譽の戸令ふ其情在貪穢諂諛求名と見ゆ　一加一減は或
人多からし
を増加へ或は減し除くをいふ　悉依法曹之旧言を悉く明法家の
旧説ふ依て加減ふるがゆゑあり　曹ハ曹司ゐふを家
といふ義ふ用ひたり　乃筆も乃削非是臣
等之新情とは筆ふ記し刀ふ削るは今度註者の新ふ情意をたて
せしふあるべとなり　かくいふは法曹の説を用ひ　乃は則と云ふ如し一加一減
私ふ加減せるなるべし　乃は則と云ふ如し一加一減ふ對ひて
乃筆乃削と
文者ふいへり　筆削を加減ふ同し　周礼考工記ふ築氏爲削注ふ即
今書刀古用竹簡筆誤則以刃削
之因名刀曰削と見ゆれと此削は必ふ
刀名ふ定めがたし　刀筆の解は上ふ云へ
説ありて定めがたきをいふ義なるら此故事は詳かゐ文選吳都
賦注ふ越絶書云越王勾踐有宝剣五一曰純鈎二曰湛露三曰莫
耶四曰魚腸五日巨闕客有善相劍者薛燭勾踐以五劍示之調
曰隣國請以有市之鄉三十駿馬千疋千戸之鄉都二以易純鈎可
與之乎薛燭曰當造劍之時赤蘄之山破而出錫若邪之溪涸
而出銅雨師掃除雷公擊打蛟龍奉爐天帝扇炭太乙
下觀歐冶子乃因天地之精悉其伎巧造爲大劍三小劍二今赤

鈎長嵐號

莫邪當作蒙
曹操除當作掃
灘

打當作析

蘄之山已合若耶之溪深而不測歐冶子既死雖傾城之量金珠
玉盡竭亦不得此物不可與之也と見ゆ　枚乘ふ此故事を載せ
たれと定めがたし　猶あるべし　兩璧易似は兩説あり是非辨へ定りか
ゐふ　たとふ賈誼新書ふ梁有疑獄群臣半云當罪半以爲無罪
使召陶朱公問之對曰臣家有二璧色澤與紅皆相似一直千金
一直五百金側之視其一少厚所以貴也所以賤也爲君亦宜從
厚也王曰善故獄疑從去賞疑從與也とある此故事なるべし
必稟皇明は數説の取捨ふかくく疑説の辨へ難きは至尊の明旨
を窺ひ奏し勅語を稟て定め記すとなり　上文の非是臣等之新情
とあるべ佛と考へし
續後紀天長十年十二月十五日夏野等上表ふ其疑而不決闇而
未明皆仰稟宸規斷之聖覽とあるふ同しかるべし　長々質疑
滯を今かく疑説の滯りこころを質し置は後世ふ疑滯なかしめ
むためなり　必稟皇明已下は撰者の謙辞なるべし

有巣在昔大壯成其棟宇網罟猶秘重離照其佃漁

今乃成聖日取諸不遠臣等遠愧皐陶虞近慙荀賈

率拙歷稔僶俛甫畢分爲一十卷名曰　令義解凡其

目條類具列于左也深淺水道共宗於靈海小大公

行同歸於天府謹序

有巣在昔の有巣　上古の有巣氏といふ聖帝ありて庶民の巣居を教へしたまふとまをすなり此有巣氏と云師を見及ぶ韓子の上古之代人少く而禽獸衆し人不勝禽獸蟲蛇有聖人作構木爲巣以避群害人悅之使王天下號之曰有巣

氏也といふはいぶかしき事なりそはとまれ　槽巣の誤なるはあらぬ下の此文の有巣氏の事はあつかりさるれども　槽は巣と同し　禮記礼運の先王未有宮室篇

網罟の對くさるを考へて　宮室の制度なり　上古は庶民皆巣居せしなり　大壯

冬則居宮窟夏則居槽巣と見也

は周易の卦名をいふ　乾下震上爲　成其棟宇は大壯の象を以

大壯とつけり

て始て宮室を宮造りしをいふ和名抄の棟和名無稱　字書の屋脊柱曰棟と見ゆ字

を檐の下なる屋なり　字書の凡屋下覆者曰宇と見ゆ　易繫辭の上古穴居而野處後

世聖人易之以宮室上棟下宇以待風雨蓋取諸大壯といへり

世本の黃帝作宮室とあれども　網罟は和名抄の纂要云獸網

此帝宮室を造り始められるも

曰罘　字音文選注云網　訓乎　與　罘之網也　網罟　音古阿美　魚網也

と見ゆ　字書の網罟屬也罟網之物

名也ともあれば二字は所美なるべし

りしなるいふ　秘とはまことに物の隱さまほしく顯さまほしぬ義なり

猶秘はむろし　制作のなかか

下皆離なるをもて重離と重字を加へて大壯の對へり　ぬくふ例は九月九

重離の離は周易卦名なり　上

日は陽數の九を重ねたるを重陽と云ふ如し文章の活きたる佃畋皆通ずる漁は魚漁なり和名抄に畋獵畋音田唐韻云取禽獸也また漁音魚説文曰捕魚也訓須奈と見ゆ易繫辞に古者包犧氏之王天下也仰て則観象於天俯て則観法於地云云作結縄而為網罟以佃以漁蓋取諸離と云て網罟は離卦より始まれるなり照は離を為火といふ此縁語なり教へ始むる義を照といふ照とは物を明白に顕はす義を含みたるなるべし有つし此故事をもて古へ元知の諸人に聖帝在しまして何事も教へ善事を始め給ひしたるに即ち天皇の法令二門に出ることを慮られ給ひ諸人を平安くあらしめむとて律令一法の定準の勅旨あるべき裏ついでなるべし 是も善事を教へ始むるなり同理なるべし 今乃成聖日は當今聖帝の御代なり何事も善事を教へ給ふ時なり日は時代なり俗に云ふなり 聖日は柳文賀親自祈雨有感の表文に伏以時或愆陽歳之常候式當聖日無害豊年とあり

上の略諸の諸も同し 不遠は近きをいふなり易繫辞に庖犧氏之王天下云云近取諸身遠取諸物於是始作八卦と古の聖人は遠く取て庶民に教へ給ひ御前にて疑滞のことを質し勅へに今は天皇のまのあたりに教へ給ひ御前にて疑滞のことを質し勅断を稟ぬ不遠とは云なり 古の聖人に對へ 今は聖帝の御代にて古へに立まされば不遠と云なり

取諸不遠の諸は之に同し

む取諸の字も取諸遠の義を以て記せり とさらに

遠愧皐虞は虞の代に皐陶の法律を掌り泰平の代とせり臣等は其才徳なきを愧るなり 此皐虞といふ文は誤字なるべし

ある人の名なるべし皐陶は虞舜の臣なれば虞皐ともいふ 下の荀賈に對へは二人の名なるべしは皐契の誤なるべし司徒敬敷五教 皐陶は尚書舜典も舜典に契百姓不親五品不遜汝作司徒敬敷五教在寛と見えたり廣民を治めしめ人に皐陶と共に良臣なり

帝曰皐陶蛮夷猾夏寇賊姦宄汝作士五刑有服まさに帝曰皐陶云云汝作士明于五刑以弼五教期于予治刑朝于無刑と見ゆ士は刑官なり 近慙荀賈は晉書に荀勗與賈充共定律令班下施用各加

禄賜とありて此二人は晉の律令を選び　晉書に荀勗字公曾博學達於從政武帝受禪拜中書監領著作與賈充共定律令と本傳に見ゆ賈充字公閭晉室佐命の臣なり

故に此二人の博才に懸るよしたいふるなり遠近は虞と晉を對いひ　率性は其質性に遵ふを云　字書に率山律反とあり　歷稔は經歲と云ふ如し　穀一熟曰年と見えたり稔年同義　續後紀天長十年十二月十五日義解奏進の夏野等上表云星霜五變繕寫功遂と見ゆ　五年はかり成經一なるむ　僶俛は僶勉の誤なるべし　僶俛は俯に同し　字書に勉與俛別一說に俛勉古へ通と云は誤と云　僶勉は勤勞の義といへり　漢籍に僶勉者力所不堪心所不欲而勉強爲之也と見えたり　俗に氣不性なと云ふ如し　即ち上文の率性に　あらずとも考へ合へし

甫畢分爲二十卷は義解の功始て畢り卷數を分て十卷とすと云　甫は始なり　名曰令義解は此度令註の號なり　義解とは令の文義を解說のまうなり　凡篇目條類具列于左也は此令の目三十篇　目は名と　條類は條數の誤に　いふ如し　條類は九百五十五條なり　下に條數とあり　條類のもきこゆれと也字は古に例あり　今はなほ也字を用ひたる　條數のなく宜しくなれ　驚かし置なり　板本に深淺に作れるを

浅深水道は流水の處をいふ　淺深は大小なと云ふ如し　今は本朝文粹に依て改めり　江河溝瀆の水の限をいふ　共宗於靈海の靈海は海を美稱へり　文選本華の海賦に於鄒靈海と作れり　宗は尊崇の義なり　尚書禹貢に江漢朝宗于海注に宗尊也　似萬邦朝于天子也とありて　淺深の流水の海中に悉く入は宗尊なるに似たり　礼記に諸侯朝于天子春見曰朝夏見曰宗とあり　唐　小大公岑參詩に連山如波濤奔走似朝東と作れるも同義なり　行は小事大事の公家に行なるをいふ毛詩に無小無大從公于邁とあり　礼記に大道之行天下爲公の語に依て公行といふなり　大は大法　同歸於天府は淺深の水の海に流れ入るる如くに小大の公行も同しく天皇の府庫に收納もるといふ義なり　此說に上句は同歸天府のよしをいひ　對句に作ゆるみなて義なるきこゆ　さは律令の卷數篇目條數多けと

礼表記僶馬旦有蕩子義子
注僶馬勤勞貌

淺深　桃蕚弦解

れは皆一法と定りて御府に進め準繩とするをいふ（此文北史）
に一法と定めるものは見えず御府に進むるのみ　天皇の御前に奉ると
ちうに上文すのつぎいくぐるれはせんて云ふ
いふつきを帰天府に撰者の謙辭なるへくれとあらぬさらせらる
天府は天子の御府をいふ（淮南子天府注に神農明堂曰天府天府字本此とあり）明堂は王者の諸侯朝賀を受る
處なれは此義なて天府の字を載られ天子御前に奉る事ときこゆ
れと戰國策に蘇秦の語に天府之國注に府猶庫也謂饒富也の義
を取れるる何れ帰は歸趣くをいひて納入と云ふ如し　謹序
ちんん知かるし
は撰者の註釋せし故を謹て記し置をいふ（此序文は撰者の表文をやうて序とせし）
しるんと思くと義解を奉る上表は別に有れ勅撰の書なる故
に殊さらかく記せしものときこえて他の書籍の序文とは格
なれり
かくて此義解を作れる始は律令の文異國の風にして通達の人少
れへ獄訟の時に臨みて議者の疑ひ惑ふ事なと多くて
まる法曹の名家も私記私考を其家に秘して人別に其說各
ことに爭ひ競ひ是非を決えかねつるまり始まれる類聚國史に
天長三年十月己亥應撰定令律問答私記事右得彼省解大
學寮解偁明法博士外從五位下額田國造今人解偁謹檢旧
記律令之興年代浸遠沿革隨時損益因也藤原朝臣御宇正
一位藤原大政大臣奉勅制令十一卷律六卷云自爾以來諸博
士等相兼教授文略義隱情理難通即無不由先儒旧說而
彼旧說或爲問答或爲私記互爲異同未詳誰作後學者
等屬意彼此每有論芟難塞夫古之刑書鐘鼎鑄之金
石銘之所以塞異端絶異理也望請命當時博士等撰先
儒之旧說省彼迂說取此正義勒成卷以備解釋庶俾學
者易解與奪莫異者謹請官裁者正三位行中納言兼右
近衛大將春宮大夫良峯朝臣安世奉勅依請者省宜兼知

己亥八月五日

依宜行之とあり（此文三代格に載せり　國史第百四十七律令の部にあり）かく先儒の旧説問答私記の互に異同ありて一同ならぬまゝ其注記を誰作といふを詳らかにせしは旧説の中より正義を選ひ取り迂遠を省き學者疑ひなき一定の善本注書を作らむさとを申請つるは此義解を作るさ始なるし此後夏野卿を始め老儒碩學の徒か仰せ事あり　同五年に奉勅のよし見ゆ（天長十年十二月十五日上表に星霜五を變り續後紀天長十年二月壬申に右大臣清原真人夏野中納言直世王源朝臣常藤原朝臣愛發中納言藤原朝臣吉野參議南淵朝臣弘貞文屋朝臣秋津藤原朝臣常嗣侍殿上校讀新撰令釋疑義起請とあり此時に義解既に成りしかは校讀合して訛謬を糺し正し疑滯の文理議論ありし状なり

殿上に侍臣といへは皇明を稟て疑滯を質ふこと　起請とは註釋の據證を問答の義なり　此後同年十二月十五日に義解成り畢りて右大臣清原夏野等言巡聽列辟略閲縑緗踐歴登皇乘圖稱帝莫不發號施令張經緯而理邦齊礼畏制設隄防以濟代者也雖云龍鳳異紀文質遞興至於訓俗庇人殘塗同致伏惟聖主道充四表德被百王拱岩廊以垂衣臨寰區而作鏡彝倫攸叙礼樂交通鴻化所覃華夷感悅然猶宵衣宣室恐萬機之有愆晏食合宮念兆庶之不恤遂降夷旨搜揚法家以爲前儒解釋遞有乖向淺深易混輕重難詳臣等識謝張蒼業非陳寵謬以庸弊叨應明詔或筆或削一增一損其疑而不決闇而未明皆仰稟宸規斷之聖覽據時制變合古便今誠可

改生靈之視聽爲皇王之摸範者也裁成十卷名令義
解星霜五變繕寫功遂拜表呈奏伏深戰越臣夏野等
誠恐頓首頓首謹言となり　此表文の義を試ふいろく遠く引代
皇王の言を聽き古の書籍を見る
ふ帝王と称は君は跡令を施行し萬邦を治め礼儀を敎へて庶
民を和睦け刑罰を作りて姦人を畏しめ其凶惡の防禦を設け
ありて世中の憂苦を慈み給いたといふことなりけれ官位の名を
異ふし文華質朴の敎へは互ふかを心ともに風俗を訓へ庶民を惠み
給をんとそる意は一同ふてかをる事なかるべきなり　今上淳和天皇
の道德は天下ふみちて古ふ立まさり給ひ宮中ふましましまにといへども
四海の中みな其聖德を仰き奉り人倫の行ひ礼儀の敎へ御恩の
及ふ處ハ皇國より夷狄の國まても仰き慕い遠さも近さも服從は
ぬものはなかりけれ　食國の政を知食ま中ふ刑法の事ふ叡慮をと
め給ひ前代儒者ともの解釈かくさまふ異同あるて是非辨へかさけれハ
勅語をもて夏野等ふ仰せ事あれとも臣等は前漢の張蒼の明識なく
後漢の陳寵の如く家業ふあるさに愚蒙の身を天聽ふ謬りきこしめし
て詔命の下れハ前儒の旧說を元ふ增し損し筆削なるふ其是非
疑はしく決めかたく才智の闇へ明白なるぬは聖帝の裁斷を受て
古今の利便庶民の耳目ふさとり安く國家の永例ふなさんと法令を
注釈て十卷の書を作り其書名を令義解といふ五年の長き年月を經
て其功終れふ拜伏して奏上のもしなる
委しくいとく長々れとも今其大略を記せり　さて此令義解の世ふ施
行ありしは仁明天皇嘉和元年十二月十八日辛巳ふ施行天長年
中所ふ新釋令義解下詔曰納諸軌物王道所先制以度量皇
猶斯在故知弼成五教銜勒万方垂拱而理其法令後太上
天皇脩機玄扈比德丹陵事勤遠圖慮在長策以爲法令
文義隱約難詳前儒註釋方凡遞執豈使三家異說輕重參差
二門殊躅舞文弄法永言於此固切震冲爰勅在朝迺令討
覆誓之於典籍參之以古今迄于滯疑祗稟聖斷咸加辨
折已盡會通裁爲十卷名令義解屬屈飛龍之眇轡顧汾
陽之宵然未有施行藏之秘府朕以寡昧臨馭寰宇思適
明謨導揚景業宜頒天下普使遵用盡一之訓垂於萬業
主者施行と見えて世の人の遍く見るをを得こりき　此詔文も類聚國史一百
四十七文部ふ載こり此詔文の大略を試ふいろく後太上淳和天皇の
御代ふ法令の輕重法家の異說ありもとく在朝の公卿ふ下し古今

書籍を稽へし允疑滞の文は聖断を稟て辨へとちゝ會通の旨を
なし訖り令義解といひて十巻の書成れるを幾ばくもなく御讓位まして
施行せて少に 秘府に藏めさせしを今上仁明天皇の御食國を知し
食て官吏庶民に一法の定準を遍く遵ひ用ひしめんとの勅旨をもて
天下に施行ありしかくいふは天長十年に義解なりて明年
養和元年に施行ありし故なり後太上天皇は淳和天皇を申奉り
此義解選者十二人夏野等のうちに夏野卿は總裁の人なるし菅原清
公南淵弘貞善道真貞讃岐公永直は老儒此時に清公年六十三真貞年六十五永直年七十
六弘貞は詳かならず藤原常嗣小野篁は隷書の名を傳へられし老儒の事を
定むるを筆にて記し藤原雄敏同衛興原敏久の三人は其義に參預
議論をなし明法博士永直判事少屬勝成明法得業生松長等は
其職業をもて集議せしめたまふ（あはせはかりあつてうきくるる説あるかゆかくあるまるあり）續後紀
天長十年殿上校讀起請の条に清原夏野直世王源常藤原愛發同吉野南淵
弘貞文屋秋津藤原常嗣等の名を載せり夏野弘貞常嗣の外五人はいづれも
ゆゝしきかゝる釈疑義起請の議に預りて詳かなるは續後紀の全文は上に載
せり源常の五人は此時に有識の公卿をもて勅命なり久まさ撰者の
中に加へられしも後に事故ありて省かれしかるゆゑに疑はしきなり
試に同紀養和元年七月戊申是日春宮坊帯刀伴健宗但馬権
守従五位下橘朝臣逸勢等謀叛事發乙卯圍守皇太子直曹
嘆絆大納言藤原朝臣愛發議文室朝臣秋津等幽于院中各
異其處丁巳相連被配流者惣六十餘人とあり真世常吉野三人
の名は見えされども かゝる犯に連なりて
撰者の名を削られしなるべきなり或説に此義解は多く小野篁の
手に出さりと云は信かゝし此人後世に博學の名高くましく推量
ふいとゝなるべむ篁は仁壽二年に年五十二にてうせけりとし
見ゆれば義解のなりし年は二十歳もまかりなるべし

篇目

第一　官位令　凡一十九條
職員令　凡八十條
後宮職員令　凡一十八條
東宮職員令　凡一十一條

家令職員令 凡八條
第二
神祇令 凡二十二條
僧尼令 凡二十七條
戸令 凡四十五條
第三
田令 凡三十七條
賦役令 凡三十九條
學令 凡二十二條
第四
選叙令 凡三十九條
繼嗣令 凡四條
考課令 凡七十五條
禄令 凡一十七條
第五
宮衛令 凡三十八條
軍防令 凡七十六條
儀制令 凡一十六條
第六
衣服令 凡一十四條
營繕令 凡一十七條
第七
公式令 凡八十九條
第八
倉庫令 凡二十二條
廐牧令 凡二十八條
醫疾令 凡二十七條
第九
假寧令 凡一十三條
喪葬令 凡一十七條

關市令　凡二十條
捕亡令　凡一十五條
獄令　凡六十三條
雜令　凡四十一條

第十

以上三十篇條數九百五十五條

篇目は古への近江大津宮の令は天智紀に見えたると弘仁格の序に天智元年制令廿二卷世人所謂近江朝廷之令也と記せは此御代の篇目二十二なりけむ此令の事は下に云へし飛鳥清見原宮の令も持統紀三年六月庚戌班賜諸司令一部二十二卷とあれハ同しかるへし此はいとゆゑ古令といふもあり其篇目ハ傳ハらされと持統紀四年夏四月庚申詔曰云云以其上日選定九等四等以上者依考仕令

まゝ九月乙亥詔諸國司等曰凡造戸籍者依戸令とあるは流布本に國司の司字脱す今補ふ　考仕令戸令は飛鳥令の篇目なるへし　考仕令は後の考課令なるつし續紀慶雲二年四月丙戌勅依官員令とあるハ大宝令官位篇の旧名なりて古令の篇に名なるかく二令の二十二篇に定められしは唐の武德貞觀令の制度まなはれさるも知かるし

唐六典に晉命賈充等撰令四十篇とある中に職員八篇軍法十篇あり此十八篇を除は即ち二十二篇なりまゝ梁初命蔡法度等撰梁令三十篇なれは職員九篇を去れは　唐の二令は皆二十二十一篇隋令三十篇も職員九篇あれハ同し

七篇にて職員の篇目多かり　第二三師三公臺省職員第三寺府監職員四衛府戰員第五東宮王職員第六州縣鎮戍岳瀆南津職員第七内外命婦職員の六篇ありまた二十七篇の中に職員五篇を去り二篇にあるは二十二の数に合へるなり　試に古令の篇目を考ふに一官位二職員三職員四神祇五戸六選擧七考仕八宮衛九軍防十衣服十一儀制十二鹵簿十三公式十四田十五賦役十六倉庫十七廐牧十八關市十九醫疾二十獄令廿一喪葬廿二雜令　まゝ十二鹵簿は唐籍にまつて

さへ二十二篇となるゆるみあるべし（此説はうべなひがたし貞観令二十七篇を一品位二已下七已上職員）
八祠九戸十選擧十一考課十二宮衛十三軍防十四衣服十五儀制
十六厩牧十七公式十八田十九賦役二十倉庫二十一廐牧二十二關市
二十三醫疾二十四獄令二十五營繕二十六喪葬二十七雜令　此後藤原朝廷
といへハ此篇目の例ニよりてかくハいへるニもあらず
大宝元年ニ施行ありし　新令は三十篇ニて義解ニ見ゆるが如し
此令は大略以ニ清御原朝廷爲準正と記せハ飛鳥令を取捨せし
とは灼然ニあきらかなれと三十篇の制は唐永徽令ニ本つゝ
度なるべし　（灼然アキラカ）　今の三十篇ニ作りなは梁隋二代の例ニあれと皇國は
專ら唐の法を用ひ高宗の永徽年中長孫元
忌等撰ぶる三十篇の令ニよるべし　さて篇目のうち第一ニ
ものとき二申されと其篇目は詳かならず
官位は唐ニ品位あり（品位の篇は晉令ニ始まれり）　第二職員已下貞観令ニ同
しき故六ニ神祇令　唐ニ祠令と載されハ皇國ニて改めいるなるべし七
ニ僧尼は唐ニ見えず（唐書百官志ニ六典ニ礼部の屬ニ僧尼の事を載て別ニ令篇をなせり）　十一ニ學令は
晉令梁令第二學令なり（唐ニは見えず）　十三ニ繼嗣令は異國ニ篇名なし

十五ニ祿令も同じ廿五ニ假寧廿八ニ捕亡とも篇名なし其餘は唐
令ニよれり（職員の内ニ後宮職員家令職員の篇は見えざれども
東宮王府職員あれハ家令も載らるべく内外命婦職員の
篇は即ち後宮ニて其名異なるべきなれ有て）　かくれハ僧尼繼嗣祿假寧捕亡の五篇は
皇國ニ制ゆるなるべし　其法は唐の例を模範せしなるべく篇目は彼
三篇を如へて三十篇の制を國ニたゝ或説ニ永徽令ニ僧尼學假寧の
定めなりといへと詳かならず　ニは天武の御代ニ制を給へるか文武の御代
なりつるか今は考へかたし　大宝の令は飛鳥御代を準正とし給へ
る故なり　かくて此令ハ長く世ニ傳へ來る故中昔より倉庫醫疾
關市の三篇は失亡て傳らずといへとあらしくさ（關市は阿波國人蘇我部式部源元寛）
の見出して梓ニ元ずせしなり倉庫醫疾の二篇は守良の見出せる古籍の
まゝニ如ず寫せるなり其條數いとまゝなれども別記ニ云へし
條數九百五十五條は三十篇の條數なり（今校ニ條數は九百四十六條ニ見て寫し誤れるか集解ニ
東宮職員を十八條家令職員宮衛令儀制
令各二十條と記せるは決なるべしひらがなしるべし）　條數二字流布本ニ脱さ
り今は補へり（古本ニ此二字あり）

唐貞観令二十七篇一千五百四十六條
永徽令は考へ